

第 2 用語の検討結果

1) 冒頭手続

1 公判期日

その事件の裁判のために法廷が開かれる日

使用例

公判の最後に

裁判長「次回の公判期日は、10月1日午前10時から、本法廷で開きます。」

裁判員のための解説

- 1 公判期日とは、法廷で裁判をする日のことです。公判期日は、大きく2つに分けることができます。1つは審理を行う期日、もう1つは判決を言い渡す期日です。
- 2 審理の流れは、刑事裁判手続の流れ(p.13 フローチャート図)を参照してください。審理が終ると評議室に移り、裁判員と裁判官で評議が行なわれます。評議は「公判」ではありません。傍聴する人もいません。
- 3 評議により判決内容が決まったら、再び法廷を開き、判決の言い渡しが行なわれます。この「判決言渡期日」も公判期日の一つです。

法律家のための解説

- 1 報道でも使われており、特に難しい概念ではありませんが、一般には漠然とした理解にとどまっていると思われます。
- 2 裁判員が最初にこの用語を目にし耳にするのは、裁判員選任手続前にくる呼出状でしょう。何が行われる「期日」なのか、そのイメージが把握できるような説明を検討しました。
- 3 審理と判決双方を含むこと、具体的な審理が行われること、公開の法廷で行われるものであることが伝わるものとして、説明例の表現を選びました。
「刑事裁判のために法廷が開かれる日」というと一般的な法廷をイメージしてしまうので、「その事件」とし、また、裁判員裁判は刑事事件であることが前提ですから、刑事という言葉は省きました。また、裁判手続を行うある程度の「時間の幅」があるので、「日」と表現することにしました。

関連語 判決期日

2 起訴・起訴状・公訴事実

起訴

検察官が、ある人が罪を犯したと判断して、処罰を求めるために裁判所に訴えを起すこと。

起訴状

検察官が起訴のために提出する書面

公訴事実

検察官が裁判を求める事件の要点。裁判の初めに検察官が朗読する「起訴状」に書かれている。

使用例

裁判の冒頭で

裁判官「検察官、起訴状を朗読して下さい。」

弁護人「公訴事実については、争いはありません。」

裁判員のための解説

1 起訴・起訴状

刑事裁判は、ある人がある犯罪を犯したかどうか判断し、犯罪を犯したと判断した場合には処罰を決める手続です。日本では、刑事裁判は、検察官が裁判所に対して訴えを起すことで始まります。これを「起訴」と言い、起訴するためには、「起訴状」という書面を裁判所に提出します。

2 公訴事実

起訴状には「公訴事実」が記載されています。公訴事実とは、検察官が裁判を求める事件の要点です。刑事裁判では、この「公訴事実」に記載された事実が認められるかどうかを判断することが最も重要です。

法律家のための解説

1 公訴事実は、犯罪事実か、犯罪の骨格部分か、犯罪の要点か。

「事実」という言葉は、一般に「真実」と理解する人が多いので、この誤解を避ける必要があります。たとえば「検察官主張の事実」だと表現しても、「主張」だとは理解せず「それが真実だ」と捉えられる可能性が高いということです。

「これから事実を判断するのが刑事裁判だ」ということを理解してもらうためにも、できるだけ「事実」という言葉は避けるか、使う場合には、その使い方には十分注意を払う必要があります。

「骨格部分」とすると、骨格部分とそうでない部分の区別の問題が生じます。犯罪の「中心」と言い換えても、同様です。

「要点」とすれば、中心と枝葉の違いが、骨格部分や中心よりも問題にならないと思われます。一般的にも、裁判では様々な「事実」に関して判断するものだと理解があるので、「様々な事実の中の要点」と説明することにしました。

2 求めるのは「裁判」か「審判」か。

「裁判」という言葉は、一般には、「裁判の過程すべて」（広義の裁判）と捉えられています。これに対して法律家は、「裁判所の判断」（狭義の裁判）と言う意味で捉えます。

「審判」という言葉は、「審理及び判決」のことをいいますが、刑事裁判では審判という手続はないため、法律家は、刑事裁判でこの用語を使うことに抵抗感があります。他方一般的には、「最後の審判」やスポーツの「アンパイア」等の用語のイメージがあります。このため、法律用語の説明としては、審判より裁判の方がなじみやすく、わかりやすいと思われます。

3 「検察官が主張する」ものであることを明確にする

一般には、「公訴事実」という言葉に馴染みは少なく、これが刑事裁判における概念だという認識はほとんどありません。それだけではなく、刑事と民事を区別している人は少ないのです（発話調査結果から）。

日本の刑事裁判は、検察官の起訴により裁判が始まります。どのような犯行があったのかという「裁判の対象」も、検察官が全て設定します。裁判の舞台を設定する役割は検察官だけが負うということが理解できるような説明をする必要があります。このため、検察官を主語として入れるほうが良いでしょう。

4 公訴事実とその他の検察官主張の事実との区別

公訴事実について、それが起訴状に記載されているものであることを明確にすれば、その他の主張と区別できます。

3 黙秘権

自己の意思に反して話す必要はなく，話さないことをもって被告人の不利益に扱われることは一切ない権利

使用例

裁判の冒頭で

裁判長「最初に被告人に対して注意しておきます。あなたには，黙秘権という権利があります。この法廷で終始沈黙し，または，個々の質問に対して個別に答えを拒むことができます。また，何か話したいことがあればそれを話すこともできます。ただし，この法廷で話したことは，あなたに有利であれ不利であれ証拠になります。」

裁判員のための解説

1 黙秘権

被告人は，法廷において，聞かれたことに対して，自己の意思に反して話す必要はありません。これを黙秘権と言います。法廷では，使用例で記載したように，起訴状朗読の後，起訴状に対する被告人の意見を述べる前に，裁判長が被告人に対して黙秘権について説明します。被告人は，法廷が始まってから終わるまで何も話さなくともよく，また，答えたい質問だけに答えることができます。

なお，法廷だけでなく，警察・検察で被疑者として取り調べを受ける際にも，同様に，黙秘権があります。

2 権利としての意義

黙秘権は，単に自己の意思に反して話す必要はないというだけではありません。仮に被疑者あるいは被告人が黙秘した場合，そのことを不利益な方向に扱ってはいけないという，より大きな意義もあります。例えば，被告人が，「ある事実が存在するのかどうか」という質問に答えなかったことだけから，「その事実は存在する」と判断してはいけません。そうでなければ，被告人に黙秘権を認めた意味がなくなるからです。

仮に有罪とされ，刑を決める場合に，黙秘したことを不利な情状として考慮できるかどうかは，議論のあるところです。

法律家のための解説

1 憲法上の黙秘権，刑訴法上の黙秘権

刑訴法（311条1項）の黙秘権は，憲法上（38条1項）の黙秘権より広く，これを区別する必要があるでしょうが，裁判員に対しては，刑訴法上の黙秘権について説明すればよいでしょう。ただ，必要に応じて，不利益供述を強要されない権利は憲法上の権利でもあり，重要であることを指摘することになるでしょう。

2 黙秘権が権利として認められている意義

実際に黙秘権を行使した場合には、弁論において、黙秘権が有する積極的意義を具体的に説明する必要がある場合があるでしょう。

その場合の使用例を2つ例示しておきました。公訴事実の一部または全部について黙秘していることだけをもって被告人の不利益に扱ってはならないということは、裁判員にも容易に理解でき、弁論でも言いやすいと思われます。しかし、もっぱら情状のみが争点となる場合、黙秘している部分があるからといって被告人の不利益に扱ってはならないということを弁論で主張しても、裁判員が納得しない場合もありえます。場合によれば、黙秘の理由（例えば、他の共謀者の氏名を話すとお礼参りの可能性があることなど）にも言及する必要があるかもしれません。また、黙秘して全面無罪主張しているにもかかわらず有罪判断された後の情状においてどのように考慮されるのか危惧もあります。しかし、全面無罪主張の場合、有罪認定に備えた情状弁護することに対する是非論があり、どのように黙秘権について言及すべきか検討が必要です。

3 （参考）和歌山カレー事件の1審判決文抜粋

和歌山カレー事件の1審判決（和歌山地裁平成14年12月11日判決・判例タイムズ1122号280頁）の中の黙秘権に関する部分は、最近の判決の中で、黙秘権に関して分かりやすい説明をしているので、参考のため引用しておきます。

「刑事手続は、国家権力が個人に強制力を使ってまで事案を解明することを求めており、訴追機関と被訴追者である個人が真っ向から対立することを予定している。しかしながら、訴追機関と被訴追者の力のアンバランスは明白であり、それが個々のえん罪を生んできたことは歴史上明らかである。そこで、法は、力のアンバランスが悲劇を生まないように双方の力のバランスを保つため、被訴追者たる個人は国家権力の行使者である訴追機関に対して自ら弁解を主張する必要はなく、訴追機関側が考えられるあらゆる弁解をその責任において排斥すべきこととしたのである。そして、そのために設けられた制度が黙秘権である。

ところで、事実上黙秘することは、特に権利とされるまでもなく、誰にでもできることである。したがって、黙秘することを「黙秘権」という権利まで高めた眼目は、まさに、黙秘したことを一切被訴追者（被告人、被疑者）に不利益に扱ってはならないという点にあるといわなければならない。」

最終弁論での説明例

弁護人（例1）

「被告人のAさんは、本件の重要部分について黙秘しています。しかし、裁判長からも説明があったように、黙秘権はAさんが持っている権利の中でも最も重要な権利です。そこで、黙秘したことだけをもって、黙秘した部分に関する検察官の主張を認めるなど、Aさんの不利益に扱うことはできません。」

弁護人（例２）

「被告人のAさんは、本件の動機について黙秘しています。しかし、裁判長からも説明があったように、黙秘権はAさんが持っている権利の中でも最も重要な権利です。そこで、Aさんの刑を決めるにあたって、Aさんが黙秘したことを、Aさんの不利な情状として扱うことはできません。」